

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）等の一部改正により、構造改革特別区域において実施されてきた保育所における看護師配置補助要件の緩和が一般化されたことに伴い、本県においても当該緩和を行うこととするため、滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第64号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 入所させる乳児の数が4人以上6人未満である保育所についても、当分の間、当該保育所に勤務する保健師または看護師を、1人に限り、保育士とみなすこととします。（付則、別表第5関係）
- (2) その他
 - ア この条例は、公布の日から施行します。
 - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第6条 省略</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (保育所の職員の特例)</p> <p>2 入所させる乳児の数が<u>6人以上</u>である保育所における別表第5第2項第2号に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師または看護師を、1人に限り、保育士とみなす。</p> <p>3～10 省略</p> <p>別表第1～別表第4 省略</p> <p>別表第5 (第6条関係) 保育所の設備および運営に関する基準</p> <p>1 設備 (1)および(2) 省略 (3) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。 アおよびイ 省略 ウ <u>屋外遊技場</u>の前号の幼児1人当たりの面積は、3.3平方メートル以上とすること。</p> <p>(4)～(6) 省略</p> <p>2 職員 (1)および(2) 省略</p> <p>(3) <u>市町が、その設定する特区法第2条第1項に規定する構造改革特別区域</u>内における保育所であって、入所させる乳児の数が4人以上6人未満であるものについて、特区法第4条第9項の内閣総理大臣の認定を受け</p>	<p>第1条～第6条 省略</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (保育所の職員の特例)</p> <p>2 入所させる乳児の数が<u>4人以上</u>である保育所における別表第5第2項第2号に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師または看護師を、1人に限り、保育士とみなす。</p> <p>3～10 省略</p> <p>別表第1～別表第4 省略</p> <p>別表第5 (第6条関係) 保育所の設備および運営に関する基準</p> <p>1 設備 (1)および(2) 省略 (3) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。 アおよびイ 省略 ウ <u>屋外遊戯場</u>の前号の幼児1人当たりの面積は、3.3平方メートル以上とすること。</p> <p>(4)～(6) 省略</p> <p>2 職員 (1)および(2) 省略</p> <p>(削除)</p>

たときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所における前号に規定する保育士の数の算定については、当該保育所に勤務する保健師または看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。

(4) 設置者は、乳幼児の心身の健全な発達のため、前3号に定める基準を超えて、乳幼児の保育に直接従事する職員を配置するよう努めること。

以下 省略

(3) 設置者は、乳幼児の心身の健全な発達のため、前2号に定める基準を超えて、乳幼児の保育に直接従事する職員を配置するよう努めること。

以下 省略

保育所における保育士配置要件の緩和について

厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）および児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）の一部改正により、構造改革特別区域において実施されてきた「保育所における看護師配置補助要件の緩和」が一般化されたことに伴い、本県においても、当該緩和を行うこととするため、「滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例」の一部を改正しようとするものです。

